



上訴審における訴訟事件の概況

1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

1. 1 民事訴訟事件の概況

民事控訴審訴訟事件¹の既済件数及び平均審理期間²については【表1】のとおりである。既済件数は、民事控訴審訴訟全体では前回（1万5308件）より約900件減少して1万4415件となり、過払金等事件以外³で見ると、前回（1万1342件）より約240件減少して1万1098件となった。平均審理期間は、全体で見ると前回（5.5月）より0.3月長期化し、過払金等事件以外で見ると前回（5.6月）と同様である。（第6回報告書191頁【表1】参照）

【表1】 既済件数及び平均審理期間（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事控訴審訴訟 （全体）	民事控訴審訴訟 （過払金等以外）
既済件数	14,415	11,098
平均審理期間（月）	5.8	5.6

¹ 本報告書では、地方裁判所が第一審としてした民事訴訟事件の終局判決及び家庭裁判所が第一審としてした終局判決に対して控訴が提起された事件を分析の対象としている。同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、それぞれを別個の事件として統計処理している。

² 控訴審記録受理から控訴審終局までの期間のみが対象であるから、控訴提起から控訴審記録受理までの間は含まれない。

³ 過払金等事件を除く際の統計上の処理方法は、第一審と同様であり、事件票において「金銭のその他」に区分される事件を除外する処理を行ったものである。

事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表2】のとおりであり、100件以上の既済件数がある事件類型のほとんどについては、平均審理期間が前回から大きく変わらないが、「金銭のその他」が前回（5.0月）よりも長期化しており、これが全体の平均審理期間の長期化の要因となっている。比較的件数の多い類型の中で、従前平均審理期間が長めであった医療損害賠償事件（前回7.9月）と建築瑕疵損害賠償事件（前回9.2月）は、いずれも平均審理期間が短縮している。（第6回報告書192頁【表2】参照）

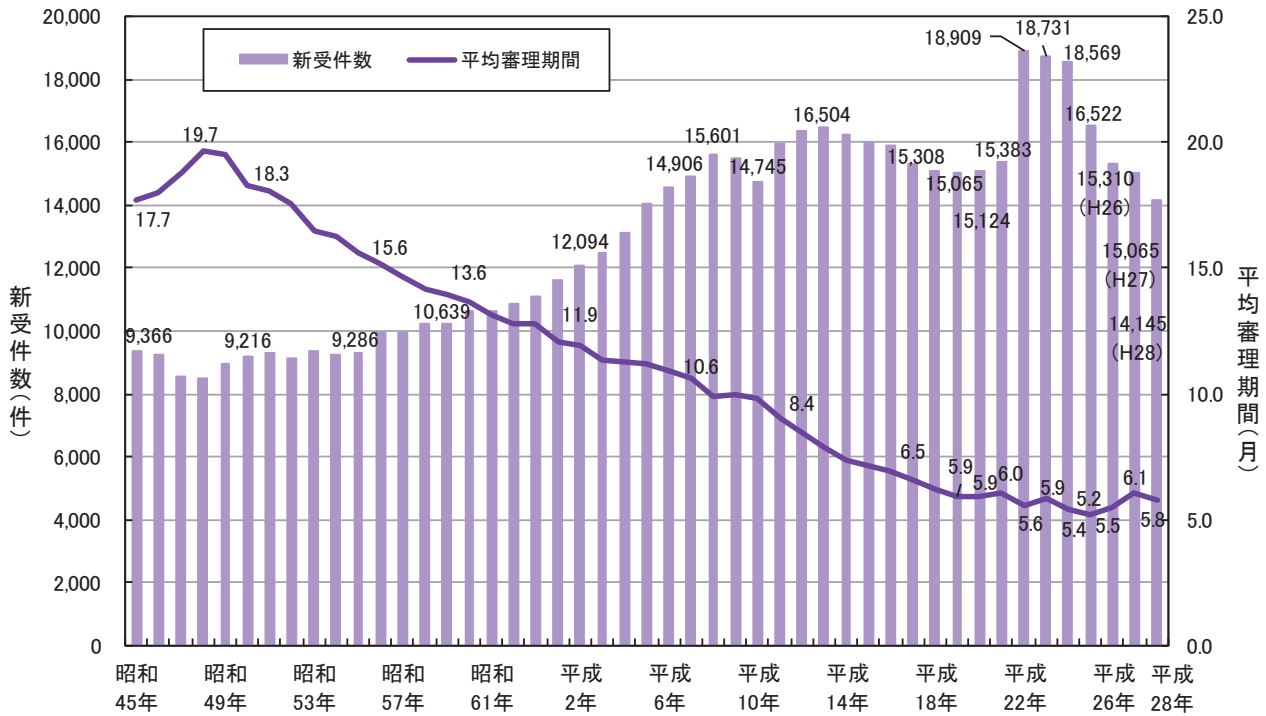
【表2】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
総数		14,415	5.8
金 銭	売買代金	138	5.3
	貸金	515	5.5
	立替金	34	4.4
	建築請負代金	120	7.4
	建築瑕疵損害賠償	61	8.0
	交通損害賠償	1,450	4.7
	医療損害賠償	188	6.8
	公害損害賠償	8	6.0
	その他の損害賠償	3,904	5.6
	手形金	6	6.5
	手形異議	7	5.9
	金銭債権存否	45	6.4
	労働金銭	343	5.5
	知的財産金銭	51	8.0
	金銭のその他	2,803	6.4

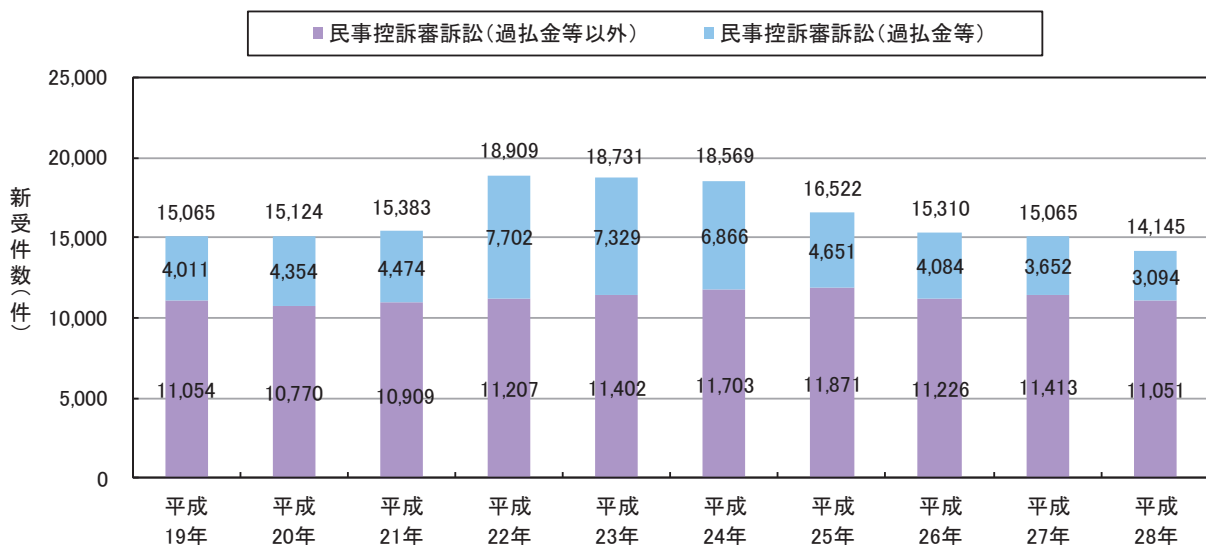
事件の種類		既済件数	平均審理期間(月)
建 物		771	4.7
土 地		834	6.6
土地境界		93	7.6
労 働		252	5.7
知的財産		103	8.0
請求異議		46	4.2
第三者異議		10	4.5
公害差止め		2	4.5
人 事	離 婚	1,298	5.6
	離 縁	26	3.9
	認 知	15	5.4
	親子関係	58	5.3
	人事のその他	44	5.3
	その他	1,190	6.4

民事控訴審訴訟事件の新受件数の推移については、【図3】【図4】のとおりである。全体としては、長期的に増加傾向が続く中、過払金等事件の影響により、平成22年から平成24年にかけて事件数が急増したが、その後、過払金等事件の減少の影響により減少傾向に転じ、平成28年においては、新受件数は平成26年（1万5310件）から更に減少して1万4145件となった。なお、過払金等事件以外で見ると、平成19年以降、全体としておおむね横ばいとなっている。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟事件(全体))



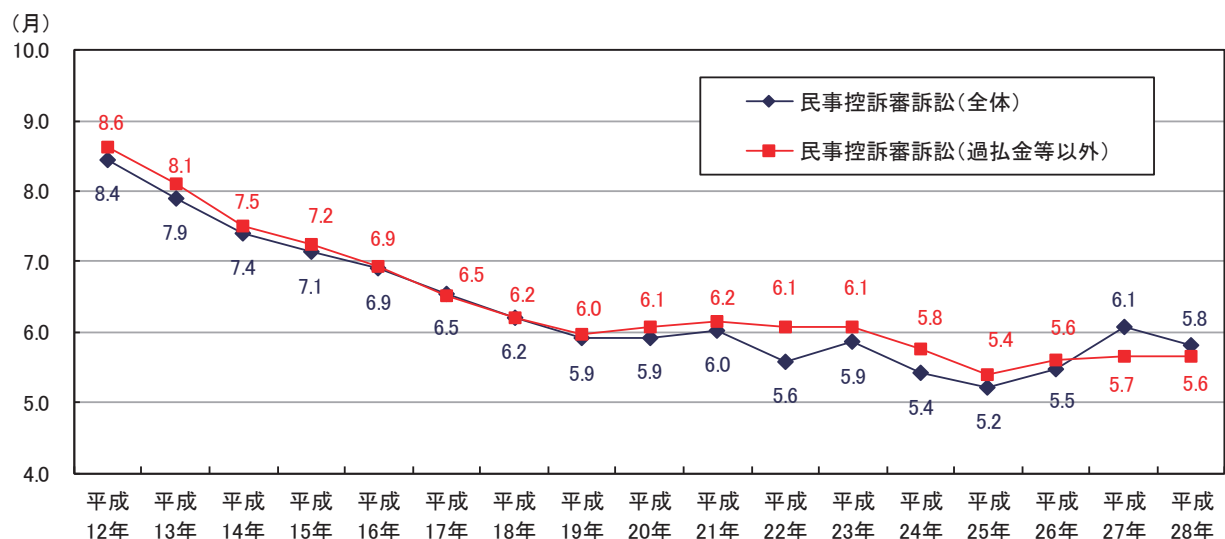
【図4】 新受件数の推移(民事控訴審訴訟(過払金等)及び民事控訴審訴訟(過払金等以外))



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

平均審理期間の推移については【図3】【図5】のとおりであり、長期的にはおおむね一貫して短縮傾向が続いていたところ、平成26年以降若干長期化し、民事控訴審訴訟（全体）については、平成27年には6.1月となったが、平成28年は、平成27年から0.3月短縮し、5.8月となった（【表1】）。

【図5】 平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟（全体）及び民事控訴審訴訟（過払金等以外））



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。平均審理期間が前回（5.5月）から0.3月長期化し、5.8月となり、審理期間が2年を超える事件の割合も、前回（0.9%）から若干増加し1.1%となった（第6回報告書194頁【表6】参照）。

【表6】 審理期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	14,415
平均審理期間(月)	5.8
3月以内	2,708 18.8%
3月超6月以内	8,475 58.8%
6月超1年以内	2,440 16.9%
1年超2年以内	634 4.4%
2年を超える	158 1.1%

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表7】のとおりである。この平均期間は、前回（24.8月）より長期化して25.8月となった。また、合計で2年を超える期間を要した事件の割合も、前回（40.8%）より3.1%増加し、43.9%となった（第6回報告書195頁【表7】参照）。

【表7】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	12,879
平均期間(月)	25.8
1年以内	1,581 12.3%
1年超2年以内	5,645 43.8%
2年超3年以内	3,654 28.4%
3年超5年以内	1,679 13.0%
5年を超える	320 2.5%

※附帯控訴申立てを除く。

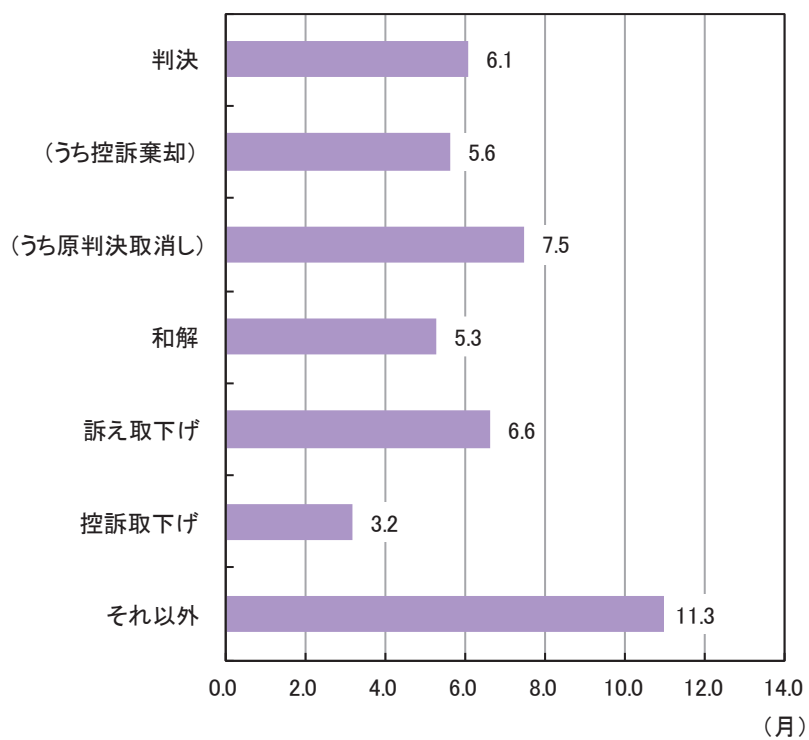
終局区分別の既済件数及び事件割合については【表8】のとおりであり、約6割が判決で終局し（うち約2割が原判決取消し（一部取消しを含む。））、約3割が和解で終局している傾向は、前回と同様である（第6回報告書195頁【表8】参照）。

【表8】 終局区分別の既済件数及び事件割合（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
既済件数	14,415
判決	8,484 58.9%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	6,360 75.0%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	2,038 24.0%
和解	4,604 31.9%
訴え取下げ	147 1.0%
控訴取下げ	768 5.3%
それ以外	412 2.9%

終局区分別の平均審理期間については【図9】のとおりであり、主要な終局区分である判決及び和解においては、いずれの平均審理期間も前回（それぞれ6.0月、5.1月）とほぼ同様である（第6回報告書196頁【図9】参照）⁴。

【図9】 終局区分別の平均審理期間(民事控訴審訴訟事件)



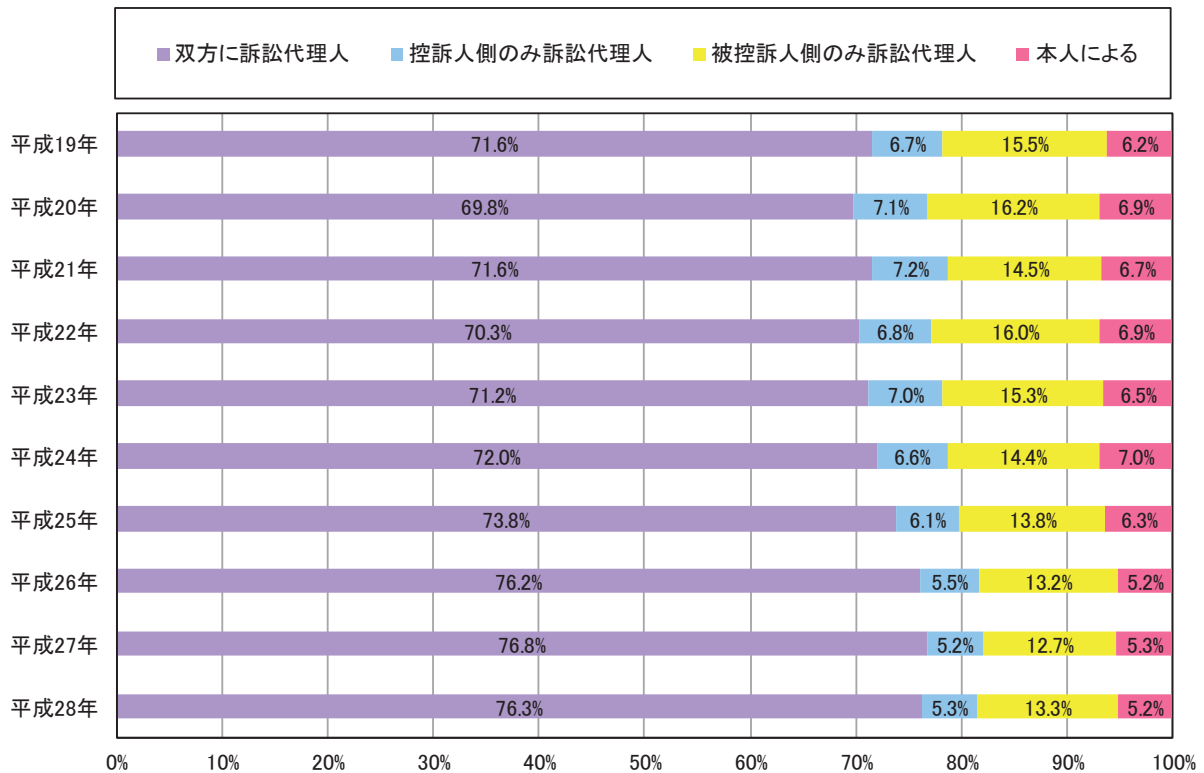
⁴ 終局区分別の平均審理期間のうち、「それ以外」が、前回(3.1月)に比べて大きく長期化している。その原因としては、被告(貸金業者)が破産手続開始決定を受けたために長期にわたって中断していた過払金返還請求訴訟につき、訴訟が終了したものとして処理された事案が多数含まれているからであると考えられる。

訴訟代理人の選任状況については【表 10】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は前回（74.3%）より 0.5%増加した（第 6 回報告書 196 頁【表 10】参照）。なお、【図 11】のとおり、過払金等事件を除くと、平成 23 年以降は双方に訴訟代理人が選任された事件の割合がおおむね増加傾向にある。

【表10】 訴訟代理人の選任状況
(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
双方に 訴訟代理人	10,779 74.8%
控訴人側のみ 訴訟代理人	782 5.4%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	2,135 14.8%
本人による	719 5.0%

【図 11】 訴訟代理人の選任状況の推移(民事控訴審訴訟(過払金等以外))

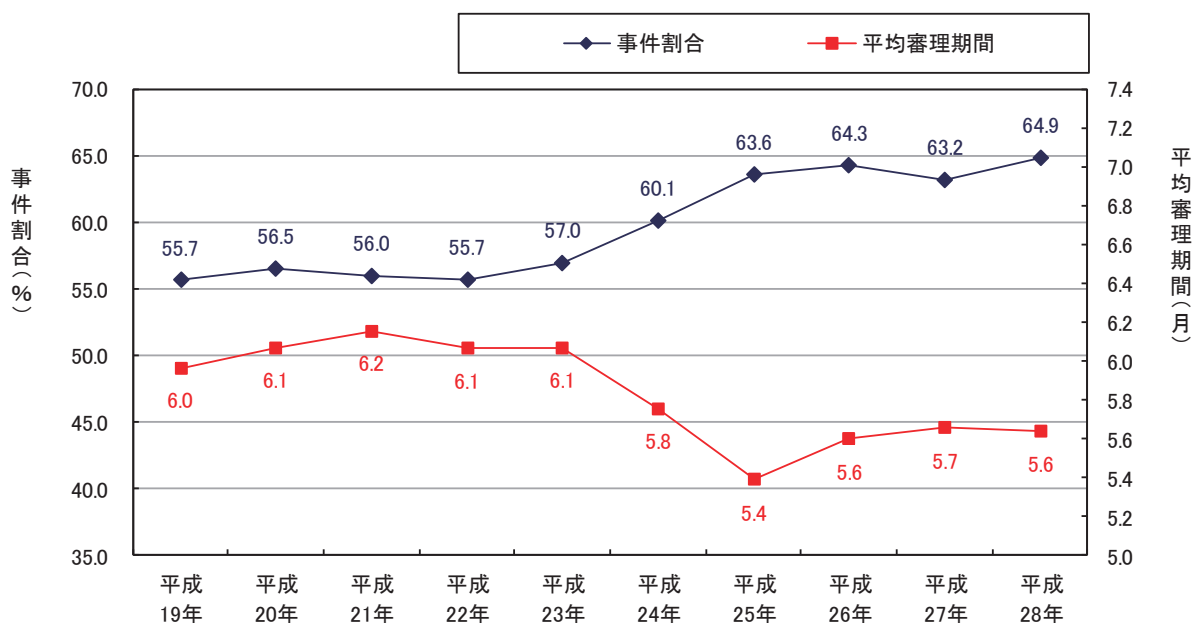


審理の状況について見ると、まず、平均期日回数（口頭弁論・争点整理）及び平均期日間隔については【表 12】のとおりであり、前回と比べて平均期日間隔が若干長期化しており（前回は 3.0 月）、これが平均審理期間の長期化に影響を与えている（第 6 回報告書 197 頁【表 12】参照）。なお、過払金等事件以外で見た場合、平成 24 年以降、平均審理期間の短縮傾向が見られるところ、これには、【図 13】のとおり、1 回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合が増加傾向にあることが影響していると考えられる。

【表 12】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審訴訟
平均期日回数	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	3.2

【図 13】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移(民事控訴審訴訟(過払金等以外))



争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表 14】のとおりであり、実施率は前回（15.2%）よりも 0.9%減少して 14.3%となった（第 6 回報告書 198 頁【表 14】参照）。

【表 14】 争点整理手続の実施件数及び実施率(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		民事控訴審訴訟
争点整理手続	実施件数	2,064
	実施率	14.3%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 15】のとおりであり、実施率は前回（1.3%）から若干増加したものの大きく変化しておらず、人証調べが実施された事件における平均人証数も、前回（1.7 人）から変化がない（第 6 回報告書 198 頁【表 15】参照）。

これらと併せて、前述した 1 回台の平均期日回数も踏まえると、控訴審において改めて争点整理を行い、人証調べを実施する事件は少ない状況にあるといえる。

【表15】 人証調べ実施率及び平均人証数
（民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	民事控訴審訴訟
人証調べ実施率	2.1%
平均人証数	0.04
平均人証数 （人証調べ実施事件）	1.7

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については、【表 16】のとおり、上告事件では前回（上訴率 27.4%・上訴事件割合 15.8%）よりいずれも若干増加した一方で、上告受理事件では前回（上訴率 32.3%・上訴事件割合 18.6%）よりいずれも若干減少した（第 6 回報告書 199 頁【表 16】参照）。

【表16】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合
（民事控訴審訴訟事件）

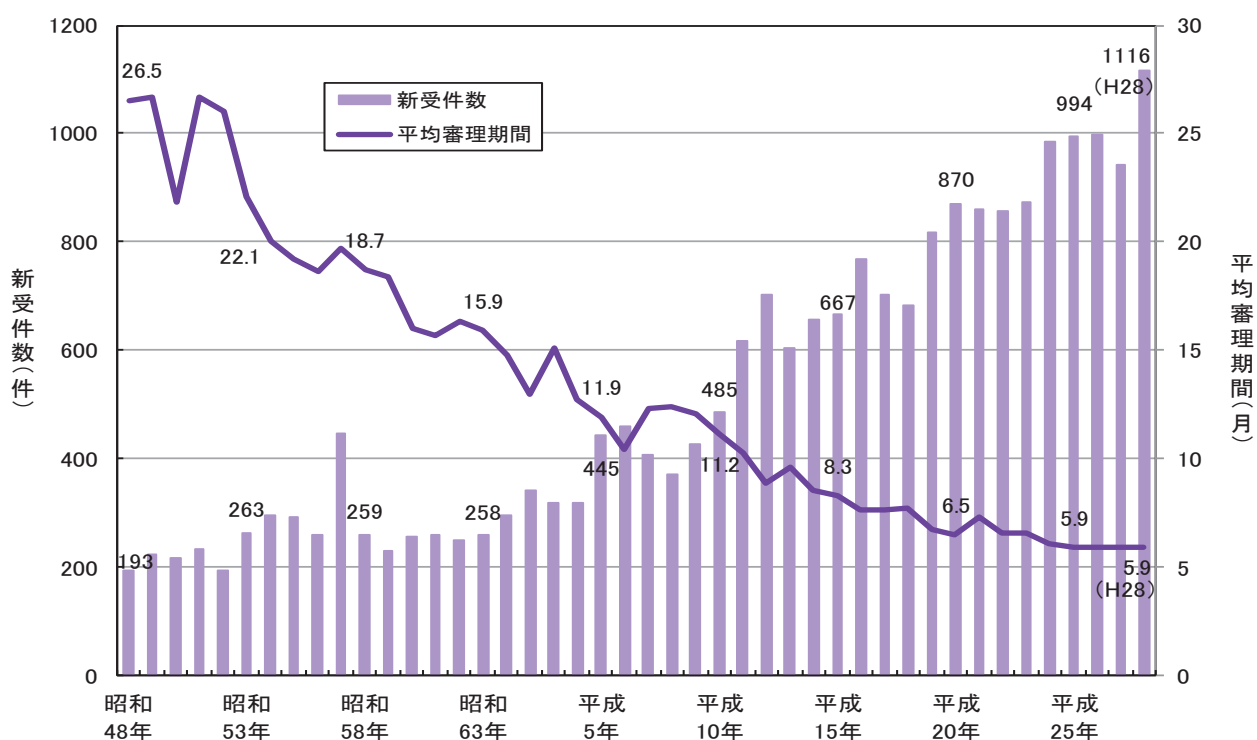
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	27.7%	31.0%
上訴事件割合	16.3%	18.2%

- ※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成28年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。
- ※ このデータには、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等）を含む。

1. 2 行政事件訴訟の概況

控訴審における行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図 17】のとおりであり、長期的には、新受件数はおおむね増加傾向にあり、平均審理期間はおおむね短縮傾向にある。平成 26 年の新受件数（998 件）は、昭和 48 年以降で過去最高の件数となったが、平成 28 年は、これをも大きく上回って 1116 件となった。平均審理期間については、平成 25 年以降は下げ止まりの状態であり、平成 26 年（5.9 月）から変化はなかった。

【図 17】 新受件数及び平均審理期間の推移（控訴審における行政事件訴訟）



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 18】のとおりである。既済件数は、前回（977 件）を上回り 1080 件となり、審理期間が 6 月を超える事件の割合が前回（21.6%）より 1.8%増加して 23.4%となった（第 6 回報告書 201 頁【表 18】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表 19】のとおりである。この平均期間は、24.6 月と前回（23.5 月）よりも約 1 月長くなったが、2 年以内に控訴審の終局に至る事件割合は 66.7%と前回（67.3%）から大きな変化はない（第 6 回報告書 201 頁【表 19】参照）。

¹ 同一の第一審判決に対して控訴と附帯控訴がされた場合、控訴事件と附帯控訴事件とを別個の事件として統計処理している。

【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	1,080	14,415
平均審理期間(月)	5.9	5.8
3月以内	119 11.0%	2,708 18.8%
3月超6月以内	708 65.6%	8,475 58.8%
6月超1年以内	201 18.6%	2,440 16.9%
1年超2年以内	41 3.8%	634 4.4%
2年を超える	11 1.0%	158 1.1%

【表19】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟
既済件数	1,055
平均期間(月)	24.6
1年以内	143 13.6%
1年超2年以内	560 53.1%
2年超3年以内	199 18.9%
3年超5年以内	114 10.8%
5年を超える	39 3.7%

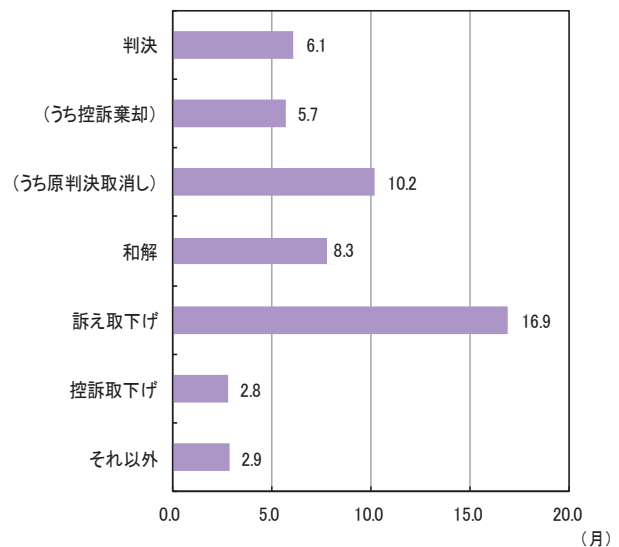
※ 行訴法18条、19条による訴えの追加的併合及び附帯控訴申立てを除く。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表20】のとおりであり、判決で終局した事件割合が前回（93.2%）から3.8%減少して89.4%となった一方、うち原判決取消しとなった事件割合が前回（7.8%）から1.9%増加して9.7%となった。民事控訴審訴訟事件と比べると、判決（控訴棄却）で終局した事件割合が高く、判決（原判決取消し）で終局した事件割合が低い傾向にあることは前回と同様である（第6回報告書201頁【表20】参照）。終局区分別の平均審理期間については、【図21】のとおり、判決（控訴棄却）及び判決（原判決取消し）のいずれで見ても、前回（それぞれ5.5月、10.3月）から大きな変化はない（第6回報告書201頁【図21】参照）。

【表20】 終局区分別の既済件数及び事件割合（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟（全体）
既済件数	1,080	14,415
判決	965 89.4%	8,484 58.9%
うち控訴棄却 （%は判決に対する割合）	867 89.8%	6,360 75.0%
うち原判決取消し （%は判決に対する割合）	94 9.7%	2,038 24.0%
和解	9 0.8%	4,604 31.9%
訴え取下げ	7 0.6%	147 1.0%
控訴取下げ	37 3.4%	768 5.3%
それ以外	62 5.7%	412 2.9%

【図21】 終局区分別の平均審理期間（控訴審における行政事件訴訟）



訴訟代理人の選任状況については【表 22】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が、前回（65.9%）より5.7%減少して60.2%であったのに対し、双方とも本人による事件の割合は、前回（7.7%）より1.7%増加して9.4%であった。民事控訴審訴訟事件と比べると、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が低い傾向にあることは前回と同様である（第6回報告書202頁【表 22】参照）。

【表22】 訴訟代理人の選任状況（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
双方に訴訟代理人	650 60.2%	10,779 74.8%
控訴人側のみ訴訟代理人	19 1.8%	782 5.4%
被控訴人側のみ訴訟代理人	310 28.7%	2,135 14.8%
本人による	101 9.4%	719 5.0%

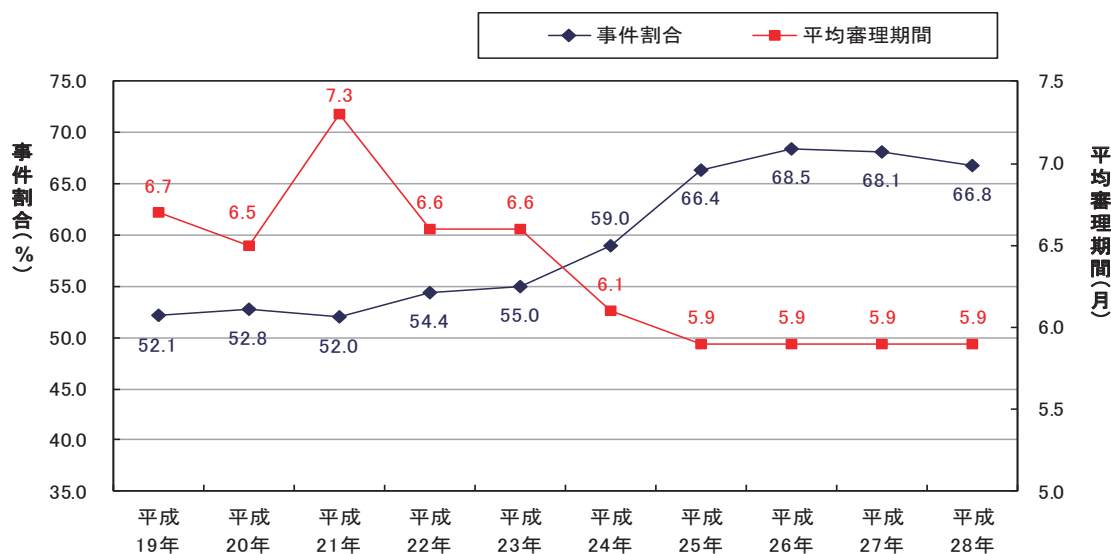
審理の状況について見ると、【表 23】のとおり、平均期日回数（口頭弁論・争点整理）及び平均期日間隔については、前回（平均期日回数1.5回、平均期日間隔4.0月）と比べ、平均期日間隔が若干長くなる一方、平均期日回数は若干減少している（第6回報告書202頁【表 23】参照）。口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移は【図 24】のとおりであり、1回の口頭弁論期日のみで結審に至る事件の割合は前回（68.5%）から1.7%減少して66.8%となった一方、平均審理期間は前回（5.9月）から変化はない。

【表23】 平均期日回数及び平均期日間隔（控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件）

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
平均期日回数	1.3	1.8
うち平均口頭弁論期日回数	1.3	1.2
うち平均争点整理期日回数	0.1	0.6
平均期日間隔(月)	4.4	3.2

※ 端数処理の関係上、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値が、平均期日回数の数値と合致しない場合がある。

【図24】 口頭弁論期日1回で結審した事件割合及び平均審理期間の推移（行政控訴審訴訟）



争点整理実施率は、【表 25】のとおり、前回（3.4%）より若干減少して 2.6%となり、民事控訴審訴訟事件と比べると顕著に低いことは前回と同様である（第 6 回報告書 203 頁【表 25】参照）。

【表25】 争点整理手続の実施件数及び実施率(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類		控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
争点整理手続	実施件数	28	2,064
	実施率	2.6%	14.3%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表 26】のとおりであり、前回と同様、人証調べを実施した事件の割合は非常に低くなっている（この点は、民事控訴審訴訟事件と同様である。）（第 6 回報告書 203 頁【表 26】参照）。

【表26】 人証調べ実施率及び平均人証数(控訴審における行政事件訴訟及び民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	控訴審における行政事件訴訟	民事控訴審訴訟(全体)
人証調べ実施率	1.3%	2.1%
平均人証数	0.02	0.04
平均人証数(人証調べ実施事件)	1.2	1.7

最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合については【表 27】のとおりである。上告事件については、上訴率・上訴事件割合とも前回（それぞれ 44.4%、39.7%）よりそれぞれ 3.2%、3.6%減少し、41.2%、36.1%となり、上告受理事件についても、上訴率・上訴事件割合とも前回（それぞれ 49.0%、43.9%）よりそれぞれ 3.1%、3.6%減少し、45.9%、40.3%となった（第 6 回報告書 203 頁【表 27】参照）。

【表27】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(控訴審における行政事件訴訟)

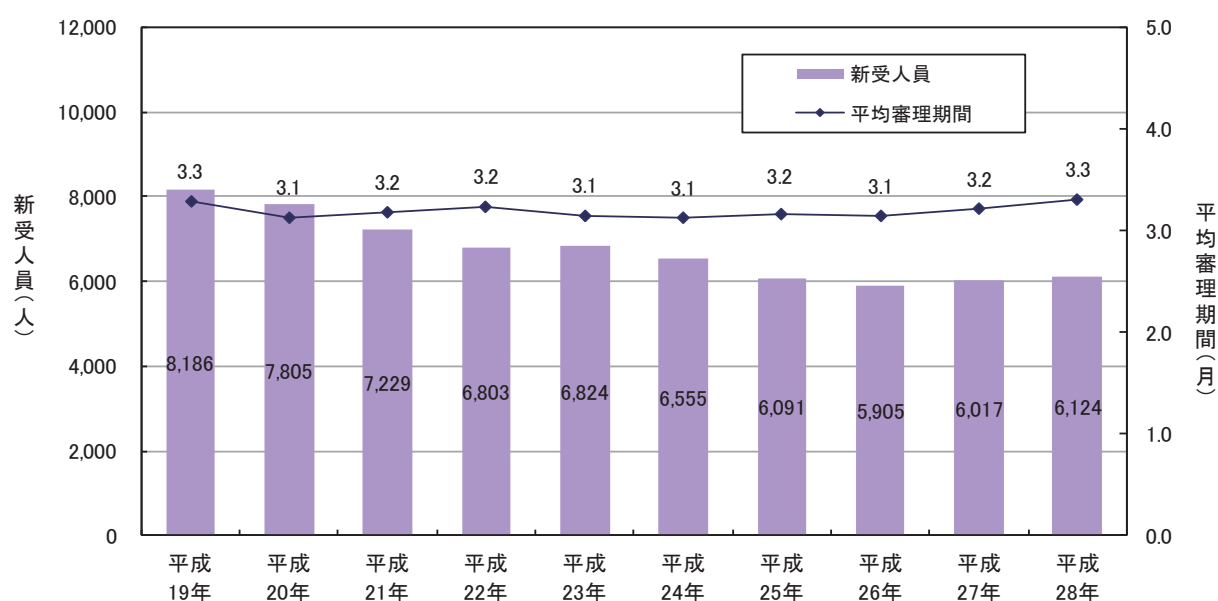
事件の種類	上告事件	上告受理事件
上訴率	41.2%	45.9%
上訴事件割合	36.1%	40.3%

※ この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。上訴率は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。

1. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事控訴審事件の新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）については【図1】【表2】のとおりである。新受人員は、平成19年以降、おおむね一貫して減少傾向にあったが、平成28年においては、その傾向に歯止めが掛かり、平成26年（5905人）より219人増加して6124人と若干の増加傾向が見られる。終局人員（実人員）も、平成26年（5890人）より20人増加して5910人であった（第6回報告書204頁【図1】【表2】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事控訴審訴訟事件）



【表2】 刑事控訴審訴訟事件の概況

新受人員（延べ人員）	6,124
終局人員（実人員）	5,910
平均審理期間（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	3.3
平均開廷回数（公判が開かれずに終局した事件を除外）	2.1
平均開廷間隔（月）（控訴審記録受理から控訴審終局）	1.6
平均取調べ証人数	0.1
弁護士選任率（%）	96.4
事実の取調べの実施割合（%）	47.6
上告率（%）	39.9

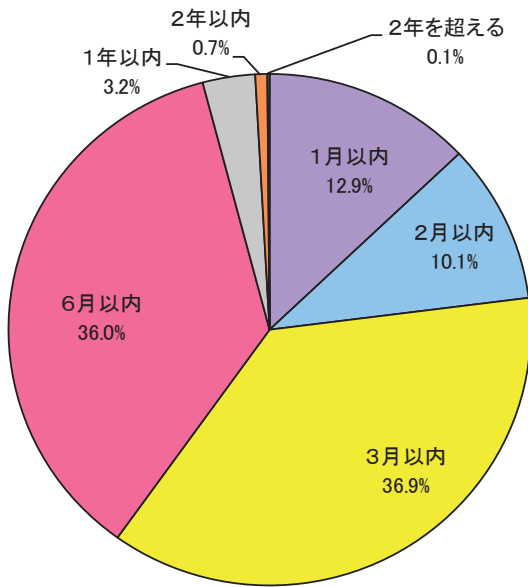
※ 平均開廷回数は、被告人1人当たりのものである。

※ 平均開廷間隔とは、控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

平均審理期間については【図1】【表2】のとおりである。平均審理期間は、ここ10年間、3月台前半で安定して推移しており、平成28年においても、その傾向に即した結果となっている。関連して、審理期間の分布については【図3】のとおりであり、前回から大きな変化は見られず、約6割の事件が3月以内に終局している（第6回報告書205頁【図3】参照）。

第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表4】のとおりである。この平均期間は、平成18年以降、10月前後で推移しており（第5回報告書概況編214頁【図11】参照）、平成28年においても、その傾向に即した結果となっている。期間別の事件割合を見ると、約8割の事件は第一審受理から1年以内に終局しており、2年を超える事件の割合は3.2%にとどまっている。

【図3】 審理期間の分布(刑事控訴審訴訟事件)



【表4】 第一審受理から控訴審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合(刑事控訴審訴訟事件)

事件の種類	刑事控訴審訴訟
終局人員(実人員)	5,910
平均期間(月)	10.4
1年以内	4,571 77.3%
1年超2年以内	1,150 19.5%
2年超3年以内	142 2.4%
3年超5年以内	37 0.6%
5年を超える	10 0.2%

終局結果の分布及び終局結果別の平均審理期間については【表5】のとおりである。終局結果の分布については、前回とほぼ同様であり、約7割が控訴棄却、約1割が破棄自判、2割弱が控訴取下げで終局し、これら以外の終局結果はほとんどない（第6回報告書206頁【表5】参照）。終局結果別の平均審理期間については、控訴棄却、破棄自判及び控訴取下げで終局した事件では前回（それぞれ3.6月、4.6月、0.9月）と同一かほとんど変化が見られず（それぞれ3.6月、4.8月、1.0月）、また、前回と同様、原判決破棄で終局する事件の方が控訴棄却で終局する事件より平均審理期間が長く、控訴取下げによる終局の場合は、平均審理期間が非常に短い。破棄差戻・移送で終局した事件では、平均審理期間が前回（4.6月）より長くなっており（8.2月）、また、公訴棄却で終局した事件でも、平均審理期間が前回（2.5月）より長くなっている（7.9月）が、いずれも母数が少なく個別事件の影響を受けやすいことに留意すべきであろう。（第6回報告書206頁【表5】参照）

審理の状況について見ると、平均開廷回数及び平均開廷間隔については【表2】のとおりであり、前回（それぞれ2.0回、1.6月）と同一かほとんど変化が見られない（それぞれ2.1回、1.6月）（第6回報告書204頁【表2】参照）。事実の取調べの実施割合の推移については【図6】のとおりであり、平成28年も、これまでの減少傾向に即して、平成26年（51.7%）から47.6%に減少した（第6回報告書206頁【図6】参照）。平均取調べ証人数については【表2】のとおりであり、前回と同様、0.1人と少ない（第6回報告書204頁【表2】参照）。これらの統計データからは、控訴審が事後審であるとの趣旨を反映した審理がより広く進められていることがうかがわれる。

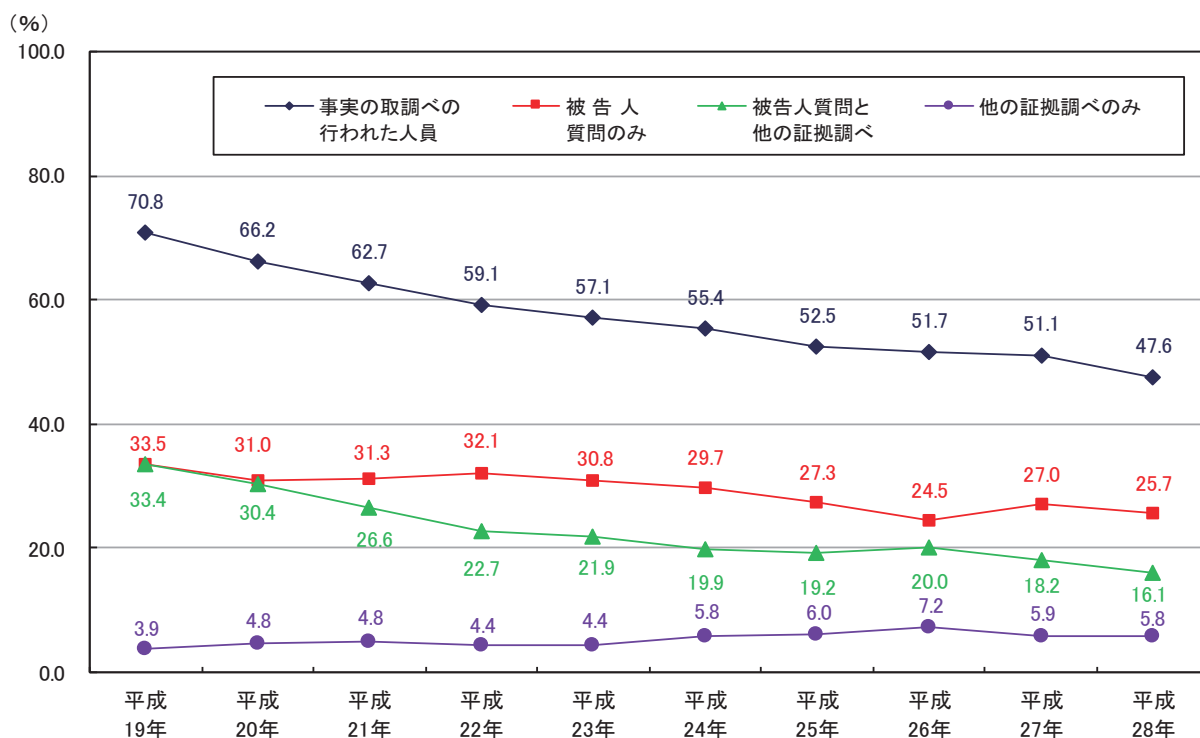
【表5】 終局結果の分布及び終局結果別の平均審理期間（刑事控訴審訴訟事件）

	終局人員(実人員)	平均審理期間(月)
総数	5,910	3.3
控訴棄却	4,147 70.2%	3.6
破棄自判	647 10.9%	4.8
破棄差戻・移送	22 0.4%	8.2
公訴棄却	30 0.5%	7.9
取下げ	1,064 18.0%	1.0

上告率については【表2】のとおりである。上告率は、近年4割前後で推移しており、平成28年においても、その傾向に即した結果となっている（第6回報告書204頁【表2】参照）。

弁護人選任率については【表2】のとおりであり、前回から0.3%減少し、96.4%であった（第6回報告書204頁【表2】参照）。

【図6】 事実の取調べの実施割合の推移（刑事控訴審訴訟事件）

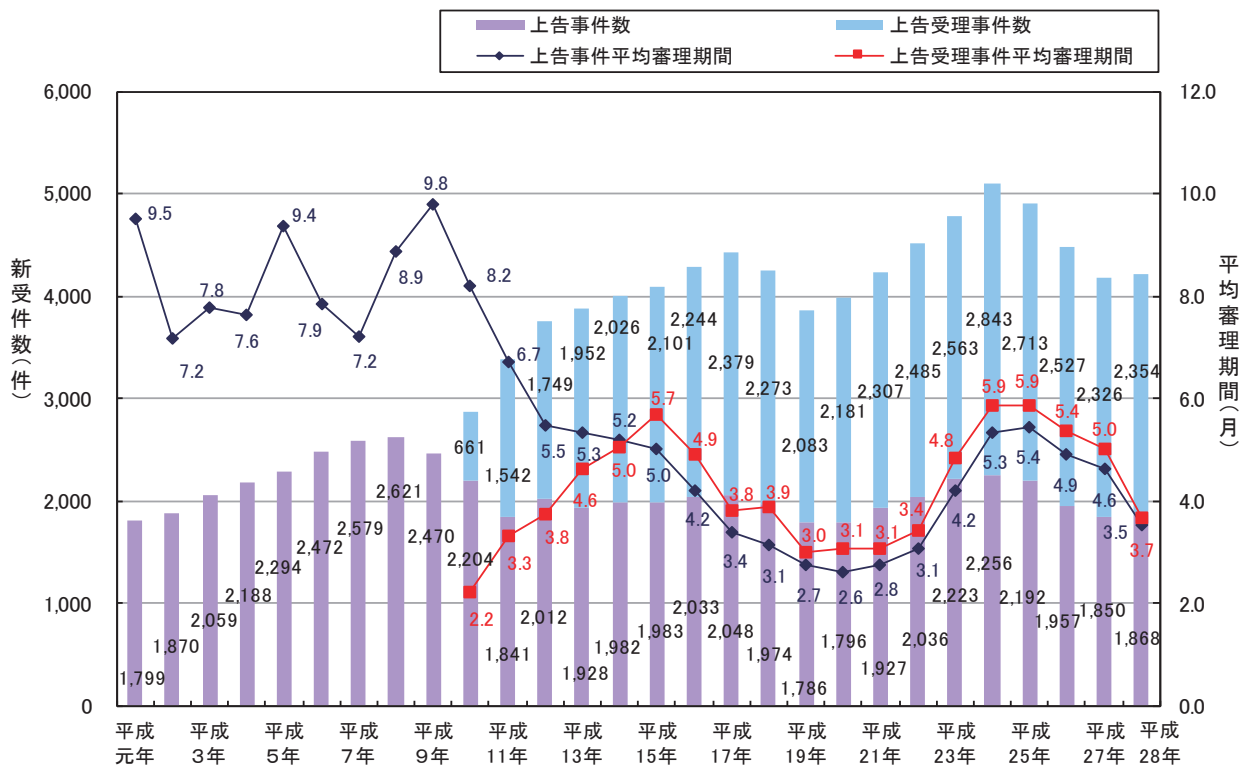


2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

2. 1 民事訴訟事件の概況

民事上告事件及び上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間²の推移については【図1】のとおりである。平成20年以降、新受件数が増加傾向に転じた影響もあって、平均審理期間は、平成21年以降長期化傾向となっていたが、平成26年から短縮傾向に転じている。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事上告事件及び民事上告受理事件)



※ 上告事件の平均審理期間については、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの(高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等)が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。

なお、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件に当たらないものは、平成18年以降、年間12件から20件程度である。

※ 上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す(以下同じ。)

※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、民事訴訟事件のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、あるいは上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としている(ただし、【図1】の脚注を参照)。なお、1件の事件について上告・上告受理の双方が申し立てられる、いわゆる並行申立事件も相当程度あることに留意が必要である(後掲V. 2. 2においても同様である。)

² 上告審あるいは上告受理審における記録の受理から終局までの期間の平均である。なお、上告受理事件について上告受理決定がされた場合には、それによって上告があったものとみなされる(民訴法 318 条4項)から、その後判決等が出された場合に終局と扱われる。

V 上訴審における訴訟事件の概況

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表2】のとおりである。上告事件については、審理期間が3月以内の事件の割合が前回（51.6%）より9.5%増加して61.1%となるなど、全体的に短縮している。この傾向は、上告受理事件についても同様である。なお、圧倒的多数の事件が、上告事件であれば棄却決定、上告受理事件であれば不受理決定で終局していることは、前回と同様である。（第6回報告書208頁【表2】参照）

【表2】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

〈上告事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	1,963	-	5	1,942	15	1
平均審理期間(月)	3.5	-	20.4	3.5	2.3	1.5
3月以内	1,199 61.1%	-	-	1,187 61.1%	11 73.3%	1 100.0%
3月超6月以内	490 25.0%	-	-	486 25.0%	4 26.7%	-
6月超1年以内	228 11.6%	-	-	228 11.7%	-	-
1年超2年以内	45 2.3%	-	4 80.0%	41 2.1%	-	-
2年を超える	1 0.05%	-	1 20.0%	-	-	-

〈上告受理事件〉

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	2,498	9	22	2,428	21	18
平均審理期間(月)	3.7	16.0	19.8	3.5	2.1	3.3
3月以内	1,495 59.8%	-	-	1,468 60.5%	17 81.0%	10 55.6%
3月超6月以内	624 25.0%	-	1 4.5%	613 25.2%	4 19.0%	6 33.3%
6月超1年以内	315 12.6%	2 22.2%	2 9.1%	309 12.7%	-	2 11.1%
1年超2年以内	57 2.3%	7 77.8%	13 59.1%	37 1.5%	-	-
2年を超える	7 0.3%	-	6 27.3%	1 0.04%	-	-

また、第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間は、前回（上告事件 35.8 月，上告受理事件 36.6 月）と比べて、上告事件で 0.2 月，上告受理事件で 0.4 月それぞれ短縮している。合計の期間が 3 年を超える事件の割合は、上告事件及び上告受理事件でいずれも大きな変化は見られない（上告事件で 38.0%から 38.1%に増加，上告受理事件で 39.9%から 39.4%に減少）。（第 6 回報告書 209 頁【表 3】参照）

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	1,963	2,498
平均期間(月)	35.6	36.2
1年以内	19 1.0%	9 0.4%
1年超2年以内	520 26.5%	631 25.3%
2年超3年以内	677 34.5%	875 35.0%
3年超5年以内	610 31.1%	806 32.3%
5年を超える	137 7.0%	177 7.1%

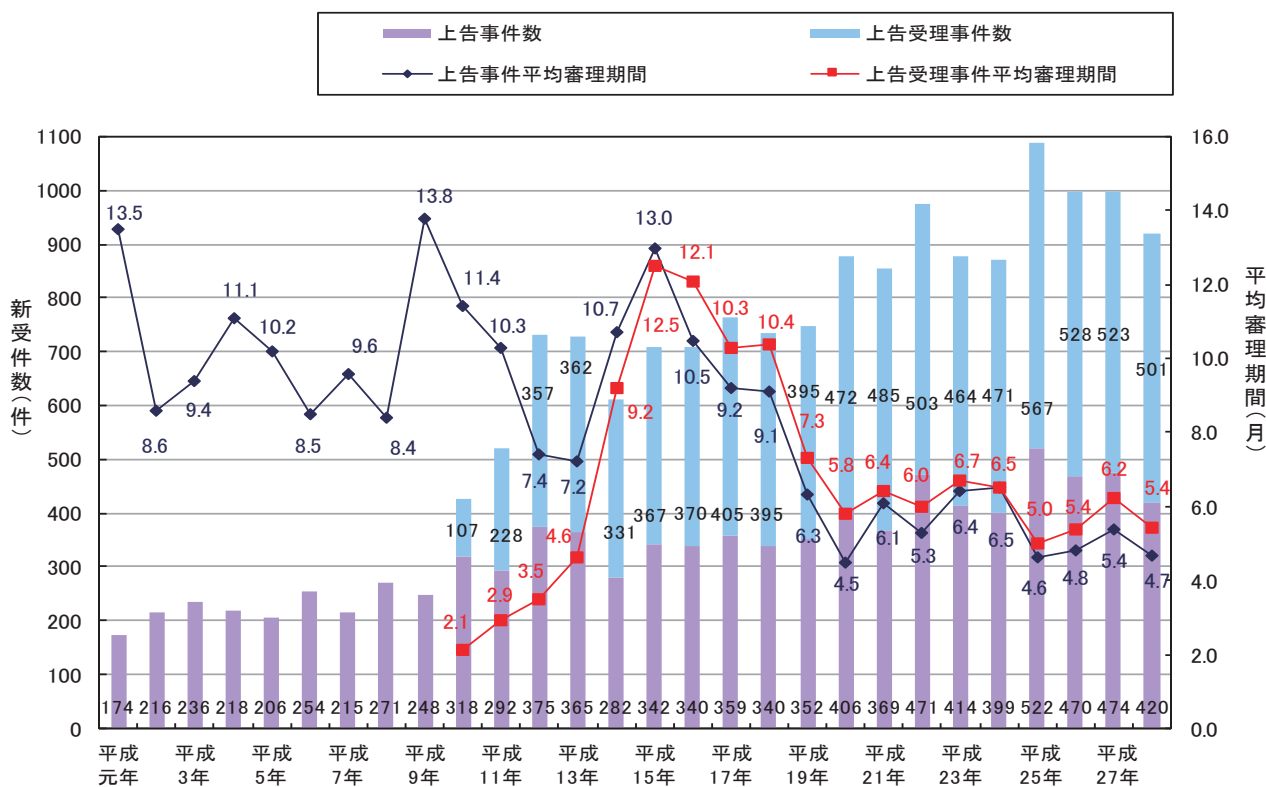
【図1】のとおり，民事上告事件及び上告受理事件の平均審理期間は，平成 26 年からいずれも短縮傾向となっており，民事上告事件で 4.9 月から 3.5 月に，上告受理事件で 5.4 月から 3.7 月にそれぞれ短縮している。この背景には，新受件数の増加に伴って，未済件数も，ピーク時の平成 23 年には上告・上告受理の合計で 2183 件と，平成 19 年の 771 件の 3 倍に近い水準にまで増加した³ものの，平成 24 年以降，未済件数が減少に転じ，また，未済事件の平均係属期間も短縮傾向にあること（前回から上告事件が 4.8 月から 2.8 月に，上告受理事件が 5.2 月から 3.5 月に短縮された）があると思われる。

³ 司法統計年報による。

2. 2 行政事件訴訟の概況

行政上告事件及び上告受理事件¹の新受件数及び平均審理期間の推移については【図4】のとおりである。新受件数は、平成28年においては、平成26年（上告470件、上告受理528件）より上告、上告受理ともに減少（それぞれ50件、27件減少）したものの、急増が見られた平成20年以降の推移の範囲内に収まっている。平均審理期間は、上告・上告受理のいずれについても、平成15年をピークとして顕著に短縮した後、平成20年以降は、変動はあるものの横ばいの状態であり、平成28年においては上告4.7月、上告受理5.4月となり、平成26年（上告4.8月、上告受理5.4月）から大きな変化はない。

【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



※ 新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

¹ 本報告書では、行政事件訴訟のうち、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起され、又は上告受理の申立てがされた事件を主な分析対象としているが、民事訴訟事件と異なり、高等裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告及び上告受理事件(知的財産権関係、独占禁止法関係等の審決取消訴訟等)も分析対象に加えている。この点の詳細は、第5回報告書概況編 222 頁脚注8参照

終局区分別の既済件数については【表5】のとおりであり、上告事件であれば決定（却下決定又は棄却決定）、上告受理事件であれば不受理決定で終局した事件が9割を超えることは前回と同様である。平均審理期間については、決定（上告事件）及び不受理決定（上告受理事件）で終局した事件では、前回（それぞれ4.5月、5.1月）から変化はない（第6回報告書211頁【表5】参照）。【表5】は、審理期間別の事件割合についても示しており、上告・上告受理のいずれにおいても、審理期間が3月以内の事件の割合は前回（それぞれ61.4%、58.4%）よりそれぞれ8.2%、13.5%減少し、53.2%、44.9%となった。他方、6月を超える事件の割合は、上告事件は前回（26.9%）より若干減少し26.7%となったのに対し、上告受理事件は前回（28.0%）から4.7%増加し、32.7%となった（第6回報告書211頁【表5】参照）。もっとも、上告・上告受理とも、事件数が年間数百件程度であるため、終局した事件の係属期間により一時的な影響が出やすいことにも留意が必要である。

【表5】 審理期間別の既済件数及び事件割合並びに終局区分ごとの審理期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

<上告事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	決定	取下げ	その他
既済件数	449	8	0	439	1	1
平均審理期間(月)	4.7	12.9	-	4.5	1.5	9.0
3月以内	239 53.2%	- -	- -	238 54.2%	1 100.0%	- -
3月超6月以内	90 20.0%	1 12.5%	- -	89 20.3%	- -	- -
6月超1年以内	92 20.5%	3 37.5%	- -	88 20.0%	- -	1 100.0%
1年超2年以内	28 6.2%	4 50.0%	- -	24 5.5%	- -	- -
2年を超える	-	-	-	-	-	-

<上告受理事件>

終局区分	総数	判決・棄却	判決・破棄	不受理決定	取下げ	その他
既済件数	550	4	13	526	5	2
平均審理期間(月)	5.4	9.4	15.7	5.1	4.2	9.0
3月以内	247 44.9%	1 25.0%	- -	244 46.4%	2 40.0%	- -
3月超6月以内	123 22.4%	- -	- -	121 23.0%	2 40.0%	- -
6月超1年以内	135 24.5%	2 50.0%	6 46.2%	124 23.6%	1 20.0%	2 100.0%
1年超2年以内	43 7.8%	1 25.0%	5 38.5%	37 7.0%	- -	- -
2年を超える	2 0.4%	- -	2 15.4%	- -	- -	- -

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合については【表6】のとおりである。この平均期間については、前回と比べて、上告事件で1.9月（前回33.0月）、上告受理事件で1.7月（前回36.1月）の長期化が見られ、審理期間別に見ても、上告・上告受理のいずれにおいても、3年を超える事件の割合が増加した（上告事件は、前回の32.0%から34.5%、上告受理事件は、前回の39.7%から41.1%）（第6回報告書212頁【表6】参照）。

【表6】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の既済件数及び事件割合（行政上告事件及び行政上告受理事件）

事件の種類	上告事件	上告受理事件
既済件数	408	482
平均期間(月)	34.9	37.8
1年以内	11 2.7%	7 1.5%
1年超2年以内	143 35.0%	137 28.4%
2年超3年以内	113 27.7%	140 29.0%
3年超5年以内	98 24.0%	136 28.2%
5年を超える	43 10.5%	62 12.9%

※ 高裁第一審判決に対する上告及び上告受理事件を除く。

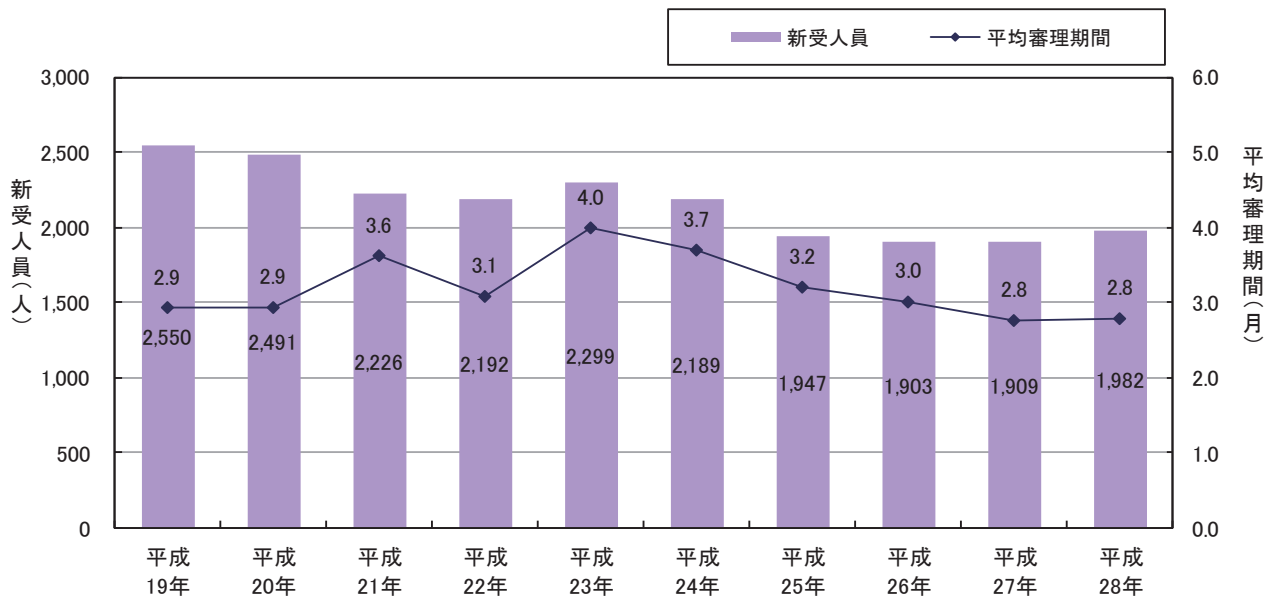
2. 3 刑事訴訟事件の概況

刑事上告事件¹の新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移については【図1】のとおりである。

新受人員については、平成19年以降おおむね緩やかな減少傾向にあったが、平成28年は、平成26年の1903人より若干増加して1982人となった。

平均審理期間については、平成22年までの間に3月前後まで短縮した後、平成23年に4.0月まで長くなったが、平成24年以降再び短縮傾向に転じ、平成28年は2.8月と、平成27年と同様に、最近10年間で最も短くなっている（第6回報告書213頁【図1】参照）。

【図1】 新受人員（延べ人員）及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



¹ 本報告書で取り上げている刑事上告事件は、最高裁判所における刑事訴訟事件のうち高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件である。

終局区別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況については【表2】のとおりである。審理期間の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が3月以内に終局しており、その割合は、前回（84.7%）より1.8%増加して86.5%となった（第6回報告書214頁【表2】参照）。終局区別の終局人員の分布状況については、前回と同様、8割以上の事件が上告棄却で終局し、他の大半が取下げで短期間のうちに終局しており、破棄判決が出される事件は極めて少数である（第6回報告書214頁【表2】参照）。

【表2】 終局区別の終局人員（実人員）及び審理期間の分布状況（刑事上告事件）

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	1,957	1	1	1,597	7	351
平均審理期間(月)	2.8	30.0	18.0	3.1	3.3	1.0
1月以内	203 10.4%	-	-	-	2 28.6%	201 57.3%
1月超2月以内	532 27.2%	-	-	403 25.2%	1 14.3%	128 36.5%
2月超3月以内	957 48.9%	-	-	938 58.7%	1 14.3%	18 5.1%
3月超6月以内	165 8.4%	-	-	161 10.1%	2 28.6%	2 0.6%
6月超1年以内	52 2.7%	-	-	49 3.1%	1 14.3%	2 0.6%
1年超2年以内	40 2.0%	-	1 100.0%	39 2.4%	-	-
2年を超える	8 0.4%	1 100.0%	-	7 0.4%	-	-

第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合については【表3】のとおりである。この平均期間については、前回（16.4月）より0.5月短縮して15.9月となった（第6回報告書214頁【表3】参照）。期間別の状況を見ると、第一審受理から上告審終局までの期間が2年を超える事件は、刑事上告事件全体の1割強にとどまり、大半は2年以内に終局している。

【表3】 第一審受理から上告審終局までの平均期間並びに期間別の終局人員及び事件割合（刑事上告事件）

事件の種類	刑事上告事件
終局人員（総数）	1,957
平均期間(月)	15.9
1年以内	988 50.5%
1年超2年以内	765 39.1%
2年超3年以内	135 6.9%
3年超5年以内	50 2.6%
5年を超える	19 1.0%